平成２６年（フ）第８号
山口県宇部市東梶返３丁目10番45―３号マスモトハイツ１号
債務者　中尾真由美
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１７号
沖縄県浦添市内間３丁目７番５―103号コートハウス知念
債務者　比嘉　千里
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２５号
沖縄県那覇市字安里110番地９　アメニティハウス213
債務者　高良　知克
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８１１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目８番地の１　プラザビル88、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目19番８号
債務者　氏家　恵子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
宮城県宮城郡利府町菅谷台４丁目２番地９　アルブルコリーヌⅠ201
債務者　山田　博昭
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
宮城県宮城郡利府町菅谷台４丁目２番地９　アルブルコリーヌⅠ201
債務者　山田亜沙美（旧姓志水）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
茨城県高萩市大字下手綱1826番地の３
債務者　星野　有沙（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１５４号
茨城県日立市十王町友部1176番地２
債務者　笹川　友紀
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１５５号
茨城県日立市川尻町５丁目43番14号
債務者　田山　俊美
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１号
茨城県日立市石名坂町１丁目１番36―102号
債務者　鈴木　雅利
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５号
茨城県日立市東多賀町３丁目16番４号
債務者　菅原　定志
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６号
茨城県日立市川尻町５丁目35番11号
債務者　立原壽美子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１８９号
千葉県船橋市本中山２丁目８番７号
債務者　篠塚　早苗
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９１号
千葉市花見川区長作町1896番地　グリーンハイツ102号
債務者　瀬川　　新（旧姓原）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０９号
千葉県船橋市古和釜町593番地９
債務者　佐々木行雄
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１０号
千葉県船橋市古和釜町593番地９
債務者　佐々木恵理子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２３号
千葉県市原市青葉台６丁目15番地12
債務者　鈴木　篤子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３７号
千葉市若葉区桜木４丁目18番３号
債務者　近藤恭美江
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係